

平成19年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成19年7月13日（金曜日）午後1時35分開会

- 日程第 1 議長選挙
  - 日程第 2 副議長選挙
  - 日程第 3 議席の指定
  - 日程第 4 会議録署名議員の指名
  - 日程第 5 会期の決定
  - 日程第 6 議案の上程
- 議案第1号及び議案第2号、提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 

○本日の会議に付した事件

- 1. 開 会
- 2. 仮議席の指定
- 3. 行政報告
- 4. 議長選挙
- 5. 副議長選挙
- 6. 議席の指定
- 7. 会議録署名議員の指名
- 8. 会期の決定
- 9. 議案の上程
- 10. 提案理由の説明
- 11. 質 疑
- 12. 討 論
- 13. 採 決
- 14. 閉 会

○出席議員（5名）

議長	押	尾	豊	幸	君
副議長	平	澤	昭	敏	君
1番	引	地	修	一	君
3番	山	口	文	明	君
4番	入	江	晶	子	君

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	蕨	和	雄
副管理者	小坂	泰	久
収入役	大川	靖	男

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	小林	一文
総務課長	石原	すみ子
施設管理課長	市原	敏彦
技監	稲田	明
主幹	田中	健一

---

○構成市町出席職員

佐倉市経済環境部部長	宮崎	愛司
酒々井町民生総務担当参事	水藤	正平
佐倉市経済環境部廃棄物対策課長	豊島	力
酒々井町生活環境課主幹	小川	公一

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 門山孝雄  
課長補佐

---

○連絡員

施設管理課 齋藤雅文  
課長補佐

総務課副主幹 秋葉和夫  
(人事・給与係長)

施設管理課 中村宏之  
副主幹  
(計画係長)

---

### ◎職員紹介

○事務局長（小林一丈君） それでは、改めましてごあいさつさせていただきます。事務局長の小林でございます。よろしくお願い申し上げます。

会議に入ります前に、清掃組合議会にご出席いただいております構成市町職員の紹介をさせていただきます。

佐倉市経済環境部、宮崎部長です。

○佐倉市経済環境部長（宮崎愛司君） 佐倉市の経済環境部長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局長（小林一丈君） 酒々井町総務・民生担当の水藤参事です。

○酒々井町総務・民生担当参事（水藤正平君） 酒々井町の水藤です。よろしくどうぞお願いします。

○事務局長（小林一丈君） 佐倉市経済環境部廃棄物対策課、豊島課長です。

○佐倉市経済環境部廃棄物対策課長（豊島 力君） 豊島です。よろしくお願いします。

○事務局長（小林一丈君） 酒々井町生活環境課長欠席のため、代理出席いたしております小川主幹です。

○酒々井町生活環境課主幹（小川公一君） 小川です。よろしくお願いします。

○事務局長（小林一丈君） 以上でございます。

---

### ◎臨時議長の選任

○事務局長（小林一丈君） 今回の議会につきましては、任期満了に伴います議員改選後の初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、山口文明議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。また、山口議員におかれましては、通称でお名前を「ぶんめい」とされているということでございますので、当組合議会におきましても通称での呼称とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、山口議員、臨時議長席へお願いいたします。

○臨時議長（山口文明君） 今ご指名ございまして、臨時議長ということで、しばらく担当させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これより平成19年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。

改めましてごあいさつを申し上げます。ただいまご紹介いただきました山口文明でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

(午後 1時35分)

○臨時議長（山口文明君） ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成19年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（山口文明君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

○臨時議長（山口文明君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承ください。

---

#### ◎行政報告

○臨時議長（山口文明君） 次に、行政報告について、事務局長、小林一丈君より発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） 事務局長の小林一丈でございます。お許しをいただきまして行政報告を申し上げます。

1点目といたしましては、印東地区一部事務組合事務共同処理検討委員会専門部会についてでございます。印東地域における一部事務組合の事務の共同処理のあり方について検討するため、佐倉市の企画財政部政策調整課を事務局として、当清掃組合、佐倉市、

四街道市、酒々井町葬祭組合、印旛衛生施設管理組合との再編統合について、関係市町担当課長を専門部会委員に、平成19年3月から3回にわたり会議を開催いたしております。

現在、各組合の状況の報告と各組合の課題の抽出を行い、協議を進めているところがあります。今後の会議の状況につきましては組合議会にご報告させていただきますとともに、ご意見、ご指導を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目といたしましては、平成19年3月20日の清掃組合議会臨時会におきまして議決されました佐倉市、酒々井町清掃組合基本方針についてでございます。地域住民の負託にこたえることのできる清掃行政の確立を目指し、中長期を見据えた諸課題に対応するため、基本方針を定めたものです。

現在、当清掃組合では平成18年度、19年度の継続事業として一般廃棄物処理基本計画を策定いたしており、この中で処理施設の位置の方針につきましては、社会環境の変化など総合的に判断し、諸計画との整合性や経済性等の理由から、既に佐倉市内におきまして選定されています3候補地のほかに、既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地とし基本方針といたしたもので、その他処理施設の維持管理の方針、最終処分場の維持管理の方針を定めたものです。この4カ所の候補地につきましては、お手元の方に位置図をお配りさせていただいております。参考にさせていただきたいと存じます。

4カ所の名称と申しますか、読み上げさせていただきます。小篠塚地区（根郷地区）、地域でございます。訂正をお願いいたします。小篠塚地区で、括弧書きで「根郷地区」となっておりますが、「根郷地域」でございます。その隣へまいりまして、高崎地区（和田地域）でございます。下にまいりまして坂戸地区（弥富地域）でございます。この佐倉市3カ所の候補地に酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地とするということでございます。

ただいま申しました基本方針でございます。それぞれの方針といたしましては、1といたしまして、処理施設の位置の方針といたしまして、次期施設用地につきましては平成17年度に施設整備等検討委員会から答申のありました佐倉市内における3候補地のほかに、既存施設であります酒々井リサイクル文化センターを加えた4カ所を候補地といたします。その上で、安全性、効率性、経済性等の観点から検討を加え、候補地の具体的な選定をしてまいります。そして、地域住民を初め、関係者の十分なお理解とご協力

が得られるように努めてまいります。

2といたしまして、処理施設の維持管理の方針といたしまして、処理施設の維持管理につきましては、これまで処理施設としての性質上、安全で安定した稼働を確保するために、予防的な整備を基本方針として対応してまいりました。今後の処理施設の維持管理につきましては、各種法規制に基づく整備と緊急対応が困難な設備に限定した整備に努めることとし、その他の設備はその都度必要に応じて修繕等により対応いたします。これまでの維持管理運営の見直しを図ることによりまして、安全でより効率的な処理施設の維持管理に努めてまいります。

3、最終処分場の維持管理の方針といたしまして、最終処分場につきましては、負の遺産とならないように、最終処分場の要らない処理システムの採用の検討も必要になるものと思われまます。また、既存の最終処分場の利活用につきましても、検討や整理に努めてまいります。

以上で行政報告を終わります。

---

#### ◎議長選挙

○臨時議長（山口文明君） 日程第1、これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山口文明君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山口文明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長に押尾豊幸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました押尾豊幸君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山口文明君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました押尾豊幸君が議長に当選されました。

押尾豊幸君が議長におられますので、本席から告知いたします。

押尾豊幸君の議長当選のごあいさつがございます。

押尾豊幸君、議長席にご着席ください。

○議長（押尾豊幸君） ただいま皆様方のご支持をいただきまして議長に就任いたしました押尾でございます。よろしくお願い申し上げます。議事のスムーズな進行にご協力賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

清掃行政というのは、市民生活にとって切っても切れない重要な業務であります。現在財政的に大変厳しい状況の中、各自治体においてもごみ処理の問題、その減量化云々というような話も含めまして議論をされている中ではあると思っておりますけれども、当議会3月に決議をされました基本方針に沿いまして、住民の皆様方に快適な生活を送れるような施策を推進していかねばならないと思っております。

どうか皆様方の的確なご意見、判断を賜りますようお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

#### ◎副議長選挙

○議長（押尾豊幸君） 日程第2、これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に平澤昭敏君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました平澤昭敏君を副議長の当



選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(押尾豊幸君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました平澤昭敏君が副議長に当選いたしました。

平澤昭敏君が議場におられますので、本席から告知をいたします。

平澤昭敏君の副議長当選のごあいさつがございます。

○副議長(平澤昭敏君) ただいま議員各位にご推挙していただき、副議長に当選させていただきました酒々井町選出議員の平澤でございます。どうかよろしく願います。

皆様方に感謝を申し上げますとともに、重責を痛感いたしております。清掃組合の安全で安定した運営の向上のために、議長と協力しながら、また地元出身の議員として努力していきたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。副議長就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

---

#### ◎議席の指定

○議長(押尾豊幸君) 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第6条により、議長において指定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(押尾豊幸君) ご異議なしと認めます。

議席は、事務局長が朗読いたします。

事務局長、小林一丈君

○事務局長(小林一丈君) それでは、議席を読み上げさせていただきます。

1番、引地修一議員、2番、平澤昭敏議員、3番、山口文明議員、4番、入江晶子議員、5番、押尾豊幸議員。

以上でございます。

○議長(押尾豊幸君) ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

事務局は氏名標の交換をお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（押尾豊幸君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、引地修一君、平澤昭敏君の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（押尾豊幸君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案の上程

○議長（押尾豊幸君） 日程第6、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

---

◎議案第1号～議案第2号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、蕨和雄君

○管理者（蕨 和雄君） 提案理由に先立ちまして、一言議員の皆様にお祝いと御礼を申し上げたいと思えます。佐倉市、酒々井町清掃組合の管理者を仰せつかっております佐倉市長の蕨和雄でございます。議員の皆様には、4月の統一地方選挙におきまして、めでたく当選を果たされました。そして、構成自治体でございます佐倉市議会、酒々井町議会の代表として、当清掃組合の議員として本日まで出席いただいております。まことにありがとうございます。

環境行政、特にごみ問題は大変緊急で、重要な課題でございます。また、地元地域住民のご理解とご協力は必要不可欠なものでございます。議員各位の今後のご理解と御協力をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の改正は、管理職手当の支給を定額制にするための改正をいたそうとするものでございます。

議案第2号は人事案件でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に入江晶子氏を選任いたしたいので、清掃組合同約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） 事務局長の小林一丈でございます。それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号をごらんください。読み上げさせていただきます。議案第1号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成19年7月13日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、藤和雄。

次ページをお開きください。条例改正の内容につきましては、別紙資料といたしまして、新旧対照表を提出させていただいております。あわせてごらんいただきたいと思います。

第16条の2第1項の改正につきましては、管理職手当の改正でございます。年功的な給与処遇を改め、現行の給料額に支給率を乗じる支給額の算定方法を、国や県と同様に職務の級に応じた定額制に変更いたそうとするもので、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を100分の25の範囲内で定額にいたそうとするものです。

別表第1及び別表第2の改正につきましては、給料表の枠外に備考として加えようとするものでございます。議案第1号につきましては以上でございます。

次に、議案第2号のご説明をさせていただきます。読み上げさせていただきます。議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。

次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清掃組合同規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

#### 記

住 所 佐倉市新臼井田18—11

氏 名 入 江 晶 子

生年月日 昭和40年4月21日

平成19年7月13日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者、蕨和雄。

佐倉市、酒々井町清掃組合同規約第11条第2項の規定により、清掃組合議会議員の中から入江晶子議員を監査委員に選任することについて、清掃組合議会の同意を求めます。

略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第2号についての説明を終わります。

雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の補足説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（押尾豊幸君） ありがとうございます。それでは、これより質疑を行います。質疑並びに答弁は席に座ったままで結構ですから、その席でお願いをいたします。

質疑のある方。

引地議員

○1番（引地修一君） 議案1号の、ちょっと今説明聞いたのですが、旧ではその給料月額が100分の15ということですよ。それで、新では職務の級における最高の号給の給与月額の100分の25ですが、これは、一つ聞きたいのは、皆さんに聞きたいのだけれども、今は管理職という方は、この例規集で出ていますけれども、どこまでの範囲、係長までの範囲が管理職でしょうか。

それと、職務給の職務における最高の号給というのは、どこを指しているのか。例えば職務給、行政職の給料表なんかありますけれども、例規集に、5級とか6級とかあるのですが、その中での級の中での最高号給なのか。これと、では今までの100分の15の

管理職手当と今回改正する、定額とおっしゃっていますけれども、どういう差があるのか。例えば具体的に、金額的に、今の100分の15と、この新になったら管理職手当がどうなるのか、ここをちょっとご説明願いたいのですが。

それと、別表第1、この表は他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用すると、これはちょっとどういう意味か、ここを少し教えていただきたいのです。したがって、この旧と新と比べると、この管理職手当が年間どのくらい変わるのか、あるいは適用を受ける方が、これは8月1日からですけれども、何人いらっしゃって、その総額がどのくらいになるのか、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（押尾豊幸君） 総務課長、石原すみ子君

○総務課長（石原すみ子君） 総務課長の石原でございます。

管理職手当を支給する者の範囲でございますけれども、これは手当の規則で定められておきまして、当組合におきましては、所長、副主幹、そのクラスから管理職手当を支給することとなっております。

○1番（引地修一君） 所長、副主幹。

○総務課長（石原すみ子君） はい。所長、副主幹の5級から管理職手当を支給いたしております。

○1番（引地修一君） 係長は違いますね。

○事務局長（小林一丈君） はい、係長は入ってございません。

○1番（引地修一君） 入っていませんね。わかりました。

○総務課長（石原すみ子君） それと、最高の号給額ということでございますが、7級、6級、5級とそれぞれございまして、7級の給料表によります最高号給額は48万2,600円でございます。で、一番最低号給は41万4,800円でございます。6級の最高号給は46万300円、6級の最低号給が36万7,200円、5級の最高号給は42万5,900円、5級の最低号給は32万1,100円でございます。それで、現在の15%いただいているものと、管理職手当を定額にした場合の差はどのくらいかというご質問でございましたけれども、まだ定額の方も規則では定めてございませんが、佐倉市さんの例で言いますと、管理職手当額15%支給の者は7万2,000円で管理職手当は減額となっております。その場合ですと、当組合におきまして、実際15%現在支給されておる者と、その管理職、定額制にした場合は795円の減額、マイナスの額となります。ただ、現在今当組合におきましては、15%支給されておる者につきましても減率をいたしておきまして、実際は13%の支給となっ

てございます。

年間にいたしまして、佐倉市の例によりまして定額を支給した場合で、当組合に当てはめまして比較してみますと、減率前の現支給額と、規則によります支給額と定額によります支給額では、年間で約11万円の減額となります。ただ、今減率支給いたしてございますので、ただいま現在の減率支給と比較いたしますと、約53万円ほどの増額となるということでございます。年額でございます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） 私もちっと詳しくわかっていないので、今の級の100分の15の範囲というのは、この例規集のこの行政職の給料表ありますよね。これの給料表の100分の15ではないんですよね。今の5号給とか6号給は。今の100分の15というのは、今ありますよね、100分の15ね、現在の管理職手当ね。給料月額100分の15と、級がありますよね。それは、今の時点では、その去年の12月で100分の15を100分の14とか、100分の13とか減率していますけれども、ただこの100分の15の掛け率に相当する、相当といえますか、給料月額というのは、この例規集でどこを見ればいいのですか。給料月額というのは。

○議長（押尾豊幸君） 総務課長、石原すみ子君

○総務課長（石原すみ子君） 総務課長の石原です。

現在の支給額は、その個人個人の給料月額に応じて、支給率で支給されているような状況でございます。

○1番（引地修一君） だから、そうすると、その5級の人を、5級の8、9とか、あるわけでしょう。5級の8号と9号とか、その方は、要するにそれは給料ですよ。給料月額。それ掛ける100分の15ですよ。現在は。ちょっとそこがわからないのですけれども、違うのですか。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいま引地議員のご指摘のとおりでございます。給料表がございまして。職員によりましてその給料表の中の何号級という級を給付しておるわけでございますから、当然その給料表の給料月額に対して100分の15という形でございまして。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） ですから、そうすると、先ほど追及したけれども、100分の15のやつが、今度は新では、職務における級の最高の号給になるわけですね、管理職手当が。この表を見ますとね。そうすると、今まで5級の例えば8号の方は33万6,900円なのですが、これは100分の15ですよ、給与額、現在の管理職手当はね。ところが、この方は、この5級の8号の方は、次の新では100分の25になるのですか、管理職手当は。なおかつ、この5級の中で一番最高の号給と、これは上がってしまうわけですね、号給ね、ぼんと。その100分の25というふうにこれとれるので、そうすると、上がるではないですか、管理職手当は、どんと。大幅に上がるのですよね。ここはこの条例と、先ほど余り上がらないと言ったけれども、減額になる人がいると言っているけれども、この職務給と号表を当てはめていくと、これ上がりますよね、数学的な試算では。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） ただいまの引地議員の100分の25のご指摘でございますけれども、この25%につきましては、県の勧告の中でも、その25%の根拠というものはうたわれていないのですけれども、ただ実際にただいまご指摘のありました最高号給という言い回しがございましたけれども、この管理職手当の定額の金額を定めるということと同じ級の最高号給の金額と最低の号給の金額を出して、その中間をとってその級の管理職手当を定めると。

○1番（引地修一君） 今までは。

○事務局長（小林一丈君） いや、それをこれからやろうとしているわけでございます。今回の条例の改正につきましては、100分の25という範囲を定めているだけでございまして、実際の支給に関しましては、これは規則の方で定めることになっております。その実際の管理職手当の定額の額を定めるときに、算定の方法がございまして、例えば7級の最高の号給の給料月額、それに100分の25を掛けたということ、7級の最低の号給の給料月額の100分の25を掛けたそれぞれの金額が出てくるわけです。その中間をとって7級の管理職手当としようというものでございます。ですから、率からいいますと、現在の100分の15という率があるのですけれども、給料月額の高い人に対しては、当然100分の15で足りてしまうのですけれども、給料月額の一番低い、7級が一番低い給料月額の方に対しては100分の17%ぐらいになるのですかね、金額としては。そういうような金額の、要は平均的なものをとろうとすることから、この25%という数字が出てきたのではないかとということで考えておるのですけれども。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） そうすると、この新では、この条文の範囲内ということで、それで規則で定めて、ある金額は定めるといってしょうけれども、ただこの中には、やっぱりその級の中の最高の号給を100分の25ということをやるとすれば、ある人間といいたいまいしょうか、例えば中間ぐらいの範囲内でおさめるのかもしれませんが、では5の1の人とかいうのは、やっぱり増額になりますよね。5の1の人はね。そのあたりが、全体的に増額にならないように調整すると。100分の25の範囲内ということですか。何かそうすると、ややこしいですね。ややこしいというか、管理者の任命する人の采配で、裁量で、何かどうにかなるような感じもするしね。こういうのが清掃組合のやり方かもしれませんけどね。

例えば酒々井町あたりの職員の管理職手当は、今月額の、今まで100分の10ぐらいだったのが、100分の1とか100分の2なのです。そういうふうな激減している管理職の管理職手当を適用していますので、そういう意味で総額の、先ほどの説明で、やっぱり増額となっていくというのは、ちょっと今のときで、少しこの決め方を、逆行するのではないかと、私は若干今思っているのですけれども、むしろ級の100分の15を100分の10とか、そのあたりが今の世の公務員の習いというような感じが私はしておるのですけれども、そこらあたり、その範囲内というこの文言で、どうにでもなるというような、どういふふうにというか、そのあたりの裁量がきくというのは、ちょっとこの、やっぱり何かちょっと、管理者の自分がこう決めるところで、裁量の範囲内というものは、どうでも決められるというか、そういう感じがするのですけれども、やっぱりそれはきちんと個人個人で、その職務給、職級と号が進んでいって、その間の、その中での100分の5とか100分の10とか、そういうようなシンプルなやり方が私はいいと思うのですが、そういうのは、やっぱり県がやっているからそういうふうになろうというようなことでしょうかね。最後これで。

○議長（押尾豊幸君） 事務局長、小林一丈君

○事務局長（小林一丈君） 説明が不十分で、なかなかご理解いただけなくて恐縮なのですけれども、先ほど総務課長の方からも申しましたように、今回の定額制につきましては、年功的な効果といいますか、要は級が上がっていきますと、率ですと当然その給料月額がありますから、どんどん上がってくるわけですが、今回は7級が一番多い職員、多いというか、額の多い職員で7万2,000円、その下で6万2,400円、6級にな



りますと5万4,000円というような形で、定額でもう決めてしまうと。ですから、給料上がっても、上がっていかないのですよという形なのです。

先ほど、総務課長の方から増額となりますというご説明をさせていただいたのですけれども、これは現在100分の15という最高の率があるのですけれども、その100分の15の率から2%減らしまして、13で支給しております。これは、佐倉市に準じて今まで減率をしておったのですけれども、今回佐倉市さんの方では、4月1日からこの定額制導入されておるのですけれども、組合の方では間に合いませんでしたものですから、その減率を延長して減率しております。その減率した額と比較すると増額になりますという形でございまして、もとの15%ですとか、その率から比べますと、全体で11万ほど下がってまいりますということございまして、組合としては市に準じて行うということで進めておりますものですから、その辺のご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸君） 引地議員

○1番（引地修一君） 何回もできないのでしょうかけれども、私の質問に答えられないのが一つあったのね。別表第1、これどういう意味でしょうかということなのですが、答えられる。

○議長（押尾豊幸君） 総務課長、石原すみ子君

○総務課長（石原すみ子君） 総務課長の石原でございます。

当組合におきましては、別表第1と別表第2と給料表が二つございます。これは、別表第2の方は、業務職を行っている職員に適用している給料表でございます。それ以外のすべての職員は別表第1を採用しているということでございます。

○1番（引地修一君） そういうことでしょうかけれども、この文言が、受けないすべての職員に適用するということなので、ちょっと解釈しづらいなと。他の給料表の適用を受けないそれぞれのと書いてあるので、ちょっとね。それであれば、そうでなくて、別表第1は行政職といいますか、その事務職の人間というふうに書いてあればね。別表第2は現業の業務職員だと、これだともうすぐわかるのですけれども、わざわざこういうふうに書いてあるので、どういう意味かなとちょっと思ったので。結構です。

○議長（押尾豊幸君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾豊幸君） なければ、質疑は打ち切りますがよろしいですか。

それでは、これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(押尾豊幸君) 討論はなしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(押尾豊幸君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は人事案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、入江晶子君の退場を求めます。

(4番 入江晶子君退場)

○議長(押尾豊幸君) 議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(押尾豊幸君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

入江晶子君の入場を求めます。

(4番 入江晶子君入場)

○議長(押尾豊幸君) 議案第2号の入江晶子君を監査委員に選任することにつきましては、同意されました。

入江晶子君からごあいさつがございます。

○4番(入江晶子君) ただいま選任いただきました入江晶子でございます。

地方自治における監査の重要性をよく認識いたしまして、微力ながら誠実に公正に職務を行ってまいりたいと存じます。どうぞご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、以上であいさつとさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(押尾豊幸君) 以上をもちまして、平成19年7月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時23分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

臨時議長 山 口 文 明

署名議員 引 地 修 一

署名議員 平 澤 昭 敏